



令和5年度 文京区障害福祉サービス等事業者集団指導

文京区福祉部障害福祉課
給付指導係（指導検査担当）

目次


1. 令和6年度より義務化される事項
2. すでに義務化されている事項
3. 令和6年度報酬改定について
4. 移動支援について
5. 事務連絡



1. 令和6年度より義務化される事項

令和6年4月に義務化される事項の概要

	項目	対象サービス	内容	経過措置期間	義務化開始時期
1	感染症対策の強化	全サービス	①委員会の開催 ②指針の整備 ③研修の実施 ④訓練（シミュレーション）の実施	R3.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～
2	感染症・非常災害発生時の業務継続計画に向けた取組の強化	全サービス	①業務継続に向けた計画等の策定 ②研修の実施 ③訓練（シミュレーション）の実施	R3.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～
3	安全計画の策定	全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設	①事業所の設備の安全点検 ②安全計画の策定 ③従業者への研修及び訓練の実施 ④従業者及び保護者への周知	R5.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～
4	送迎車両における安全装置の設置義務化等	児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス	①送迎車両に車内の利用児童の見落としを防止する装置の装備 ②利用児童の所在確認	R5.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～



①感染症対策の強化 について
(全サービス)

① 感染症対策の強化

(1) 感染症対策委員会の定期的な開催

- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置すること。
- ・ 構成員の責務及び役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者を定めること。
- ・ **定期的**に開催すること。（また、感染症流行時期等に考慮して、必要に応じて随時開催すること。）
- ・ **結果を全従業員に周知**すること。また、**開催記録**を残すこと。

(2) 指針の整備

- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための**指針**を整備すること。
- ・ 平常時の対策と発生時の対応を規定すること。

※指針の整備等に係る詳細については次の厚生労働省HP


「感染症対策指針作成の手引き等について」を参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

① 感染症対策の強化

(3) 定期的な研修・訓練の実施

- ・ **研修**は、感染対策の基本的内容等の適切な知識の普及・啓発及び事業所の指針の周知徹底を目的とする。
- ・ **訓練**においては、感染症の発生時に迅速に行動できるよう、事業所内の役割分担を確認し、演習等を実施する。実施手法は、机上と実地を組み合わせながら実施することが望ましい。
- ・ **全従業員に対して実施**すること。
⇒調理や清掃の業務を委託している場合は、委託を受けている者に対しても事業所の指針を周知すること。
- ・ **定期的に**実施し、新規採用職員には必ず実施すること。
- ・ 研修、訓練の**実施記録**を作成すること。



②感染症・非常災害発生時の
業務継続に向けた取組の強化
(全サービス)

② 感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた 取組の強化

業務継続計画(BCP)について

BCPとは

BCP(ビー・シー・ピー)とはBusiness Continuity Planの略称。
業務継続計画などと訳されます。

新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。まず、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方針、体制、手順等を示した計画のことです。

出典：「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン(厚生労働省)」(P.3)

② 感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化

社会福祉施設等における業務継続計画(BCP)について

■ 日常生活上の支援が必要な者が多数利用

△災害等によりライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれ！！

- ・感染症発生時においても、感染防止対策を徹底し、継続的なサービス提供が求められる。

☆ 緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等を定める「業務継続計画」(BCP)を策定することが有効であることから、介護分野や障害福祉分野等においては、当該計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務化。

② 感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化

(1) 業務継続計画の策定

感染症に係る業務継続計画と災害に係る業務継続計画を策定すること。

- ・業務継続計画には、下表の項目等を記載してください。
- ・各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（厚労省HP）を参照してください。
- ・感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。

感染症に係る業務継続計画	災害に係る業務継続計画
① 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、装備品の確保等)	① 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
② 初動対応	② 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
③ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)	③ 他施設及び地域との連携

② 感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化

(2) 業務継続計画の周知及び定期的な研修・訓練の実施

- ・ **研修**において、具体的内容を職員に共有すること。
- ・ **訓練**において、役割分担の確認や、感染症や災害の発生時に実践する支援の演習等を実施すること。
- ・ **全従業員に対して実施**すること。
- ・ 定期的に実施(年1回以上)し、**実施記録を作成**すること。
- ・ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

(3) 業務継続計画の定期的な見直し

- ・ あらかじめ役割分担を明確にし、情報を正しく把握したうえで、意思決定者から指示できる仕組みが必要。
(例)各担当者を決めておく、連絡先を整理する、必要な物資を整理しておく、事業所内で共有する等
- ・ 研修や訓練で生じた課題を踏まえて、**定期的に見直す**こと。



③安全計画の策定について

(全ての障害児通所支援事業所)



③

安全計画の策定

(1) 安全計画の策定

- ・事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。

③ 安全計画の策定

(2) 従業者に対する周知及び研修・訓練の実施

従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施すること。

(3) 保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知

障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容などについて周知すること。

(4) 定期的な安全計画の見直し・変更

定期的な安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。



④送迎車両における安全装置の 設備義務化等について

(児童発達支援センター、
児童発達支援、放課後等デイサービス)

④ 送迎車両における安全装置の設置義務化

■令和5年4月1日より、送迎時の児童の見落としを防止するため、送迎車両へ**ブザー等の安全装置の設置が義務付け**られた。

<経過措置>

令和6年3月31日までの間、安全装置の設置が難しい場合は、車内の安全確認を実施する等の代替措置を講ずることとして差し支えない。

車内置き去りによる熱中症等のリスクがさらに上昇すること等、こどもの安全を第一に考え、極力早期の安全装置の設置をご検討ください。

なお、やむを得ず安全装置が装備できていない間も、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方にこどもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなどの代替措置を徹底してください。

④

送迎車両における安全装置の設置義務化

(1) 乗車及び降車時の所在確認

- ・利用児童の事業所外の活動、取組等のための移動及びそのほかの移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、点呼その他の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(2) 送迎車への安全装置の設置

- ・利用児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認を行わなければならない。

→ 『送迎車への安全装置の設置』のみが義務化されるわけではありません。
乗車及び降車時の確実な方法による所在の確認が必要です。

2. すでに義務化されている事項



すでに義務化されている事項の概要

	項目	対象サービス	内容	義務化開始
1	ハラスメント対策の強化	全サービス	①事業者の方針等の明確化及び周知・啓発 ②相談担当者、相談対応窓口を定め、従業員に周知すること	R3.4.1～
2	虐待防止の更なる推進	全サービス	①委員会の設置及び開催（年1回以上） 委員会での検討事項を従業員に周知 ②研修の実施（年1回以上） ③担当者の設置	R4.4.1～
3	身体拘束等の適正化の推進（3-1）	就労定着支援・ 自立生活支援・ 相談支援を除く 全サービス	①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること ②委員会の設置及び開催（年1回以上） 委員会での検討事項を従業員に周知 ③指針の整備 ④研修の実施（年1回以上）	R4.4.1～
	身体拘束廃止未実施減算（3-2）		上記①～④の措置を講じていない場合 1日につき5単位を所定単位数から減算	R5.4.1～



① ハラスメント対策の強化

① ハラスメント対策の強化

■ R3年度から義務化

* 勤務体制の確保について（基準省令第33条第4項準用）

セクシュアルハラスメント防止及びパワーハラスメント防止のための措置が必要

- ① ハラスメントへの対応方針等の明確化（例：セクハラ・パワハラ防止指針）
 - ② 従業者への対応方針の周知・啓発
 - ③ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
（相談担当者を定め、従業者に周知すること）
 - ④ 被害者への配慮のための取組
 - ⑤ 被害防止のための取組
- ※④⑤は取り組むことが望ましいこと



②障害者虐待防止の更なる推進

② 障害者虐待防止の更なる推進

■ R 4 年度から義務化（R 3 年度は努力義務）

- ① 従業者への研修実施
- ② 虐待防止委員会の設置
- ③ 虐待防止委員会での検討結果を従業者に周知徹底する
- ④ 虐待の防止等のための責任者の設置
- ⑤ 「虐待防止のための指針」の整備

※虐待防止委員会に求められる役割

- ・虐待の未然防止
- ・虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討 など



③身体的拘束等の適正化の推進

③ 身体的拘束等の適正化の推進（3-1）

■ R4年度から義務化（R3年度は努力義務） 運営基準の④は既規定

＜運営基準＞

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催。
同委員会の結果について、従業者に周知徹底する
- ② 「身体拘束等の適正化のための指針」の整備
- ③ 従業者への研修を定期的に実施すること。
※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。
- ④ 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

③ 身体的拘束等の適正化の推進（3-2）

<減算の取扱い>

- ・前ページの運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。
（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、①から③については、令和5年4月から適用する。

<参考>

障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割
[001141662.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/001141662.pdf)

（出典）厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室
虐待防止専門官/障害福祉専門官 松崎貴之



3. 令和6年度報酬改定について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（概要）

I 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

1. 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実
2. 医療と福祉の連携の推進
3. 精神障害者の地域生活の包括的な支援

II 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

1. 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
2. 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

III 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

令和5年12月6日 障害福祉サービス等改定検討チーム
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36775.html)

続報：令和6年2月6日

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html)

4. 移動支援について

移動支援について

1. 車両支援について
2. グループ支援について
3. 請求関連の注意事項

1. 車両支援について（令和4年4月開始）

（1）利用条件

1. 道路運送法による所定の許可又は登録を受けている旨を区に届け出ていること

- 一般常用旅客自動車運送事業（第4条第1項）の**許可**
- 特定旅客自動車運送事業（第43条第1項）の**許可**
- 福祉有償運送（第79条）の**登録**

いずれか一つを
満たせばよい！

2. 区の区域外に所在する**学校**への通学支援であること

- 学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校（高等部に限る。）
又は大学

1. 車両支援について（令和4年4月開始）

（2）留意事項

○個別支援の場合

- ・ヘルパー自らが運転してもOK

○グループ支援の場合

- ・運転手と別にヘルパーを置く必要があります。
- ・運転時間中は常時支援を行える状態にはないため、ヘルパー一人分の請求になります。

* 車両支援加算については、利用者全員で1回分の加算ではなく、利用者それぞれに1回分の加算を算定することが可能です。

* グループ支援を行う場合に、利用者の目的地が一緒であり、利用者にとって遠回りにならない行き方であれば、利用者を道中で拾って目的地に送る方法を認めます。

※車両支援の場合は、自宅と学校間の送迎のみで社会参加先への移動は認められません。

2. グループ支援について

1. サービス内容

複数の利用者に対する同時支援として、利用者より少ない支援者により、通学や屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの参加等の移動に対応するものです。

2. 対象者

個別支援型の対象者と同じです。

3. 支給決定

通常の実給決定の中に含まれます。（グループ支援に限った支給決定は行いません。）

4. 提供方法

基本的なサービスの考え方は通常の実給支援型と同じです。安全を確保できるか十分留意し、利用者の方にもグループ支援であることをご了解いただいたうえでサービスを提供してください。

5. 報酬単位

通常の実給支援事業の単位の75%

6. 事業者登録

グループ支援型のサービス提供が可能な事業者は「移動支援事業におけるグループ支援型開始届出書」を提出してください。

3. 請求関連の注意事項

1. 提出期限を守ってください。

- ・請求書の提出締切は、**毎月10日**です。給付指導係まで、持参又は郵送してください。

2. 実績記録票に利用者印を貰ってください。

- ・10日締切に間に合わない場合でも、**当月中**に押印済みの差替をご提出ください。

3. 明細書・実績記録票は受給者番号順に揃えて提出してください。

- ・提出前に並べ替えた状態でご提出ください。

4. 提出前に、記載漏れや誤りが無いか今一度ご確認ください。

- ・よくある修正ポイントは以下のとおりです。

- * 代表者印の押し忘れ（給付費明細書・36h無料分請求書）、印が届け出の物と違う

- * 請求金額の内訳が誤っている（市町村請求額＋利用者負担額＝費用合計になっていない）

- * 実績記録票の内容が不十分・正しくない（出発地/目的地、経由地の記載がない、等）

5. 請求書の電話番号は、連絡可能な番号をお書きください。

- ・連絡のつく番号が請求書とは異なる番号の場合、お教えてください。

3. 請求関連の注意事項

6. 修正後の請求書を再提出する場合、提出前に再度事業所にて金額等の誤りが無い
かご確認ください。

・お直しをお送りいただいた後、再度修正が必要な箇所が生じてしまう事例が時折見受けられます。提出前に再度、請求全体の金額の再計算、内容の見直しを行っていただき、再度の修正が生じないようご協力をお願いいたします。

★請求書の訂正につきまして、毎月タイトなスケジュールでの修正依頼となつてしまい恐縮ですが、全請求事業所へ同時にお支払いする関係から、必ず正しくご修正いただいた上で、期限内にご提出いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

★その他、文京区より支払いを受けた後、利用者に対し、当該支払いを受けた額について、代理受領通知を発行してください。



5. 事務連絡

5. 事務連絡

■ 動画視聴完了報告アンケートのお願い

*以下のURL又はQRコードより、集団指導動画視聴（受講）完了報告を兼ねたアンケートへのご回答をお願いいたします。

（案内メール本文にも同じURL及びQRコードを記載しております。）

*内容に関するご質問やご意見等ございましたら、フォーム内にお書入れください。（お電話・メールでのお問い合わせもご対応します）

URL : <https://logoform.jp/form/6KSu/489991>



参考資料

* 厚生労働省HP「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引きについて」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

* 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン(厚生労働省)」(P.3)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>

* 「令和2年度 社会：援護局関係主管課長会議資料 資料5(厚生労働省)」(P.29)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000756449.pdf>

* 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 虐待防止専門官／障害福祉専門官 松崎貴之「障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001141662.pdf>

* 第44回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（概要）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36775.html

* 文京区移動支援請求事務の手引き（令和5年8月版）

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0284/4616/seikyunotebiki.pdf>



ご清聴ありがとうございました

●完了報告フォーム

URL : <https://logoform.jp/form/6KSu/489991>

